

※本資料は、2020年2月7日の
公募説明会資料と同一内容です。



「規制の精緻化に向けたデジタル技術の開発」 公募説明

2020年2月13日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
ロボット・AI部

本プロジェクトの概要

提案に当たっての留意事項

e-Rad申請手続

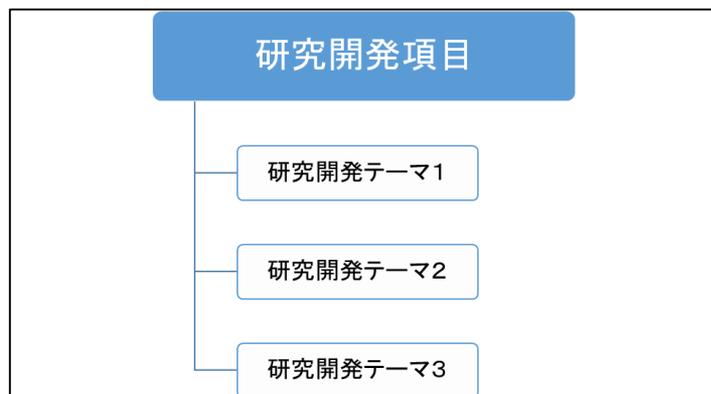
本プロジェクトの概要

提案に当たっての留意事項

e-Rad申請手続

- AI（人工知能：artificial intelligence）やセンシング技術等、デジタル技術が急激に進歩している。この技術を活用して、既存の規制の枠組みを再検討しようとする規制の精緻化に関して、政府において積極的な取り組みがなされている。
- そこで、デジタル技術の進化を踏まえつつ、**研究開発**を通じて、引き続き規制の精緻化が可能な分野の拡大を検討するため、本事業を実施する。
- なお、**研究開発**の分野としては、AI等のデジタル技術による先端的な技術・手法の開発が、消費者保護や安全確保に資する分野として特に期待される、**モビリティ、金融、建築の3分野**とする。

- (A)モビリティ、(B)金融、(C)建築の3分野
- **研究開発項目 (A-1)、(B-1)、(C-1)、(C-2)** への提案を公募（詳細は次ページ以降）
- 提案者は、実施しようとする一の研究開発項目を提案（全体提案）
- 一の研究開発項目の一部のみを実施しようとする場合の提案も可（部分提案）
- 全体提案、部分提案にかかわらず、提案者は内容がわかるような**研究開発テーマ**を自ら定めて提案すること
- 研究開発テーマを複数設定することも可能。共同提案の場合、実施者ごとに研究開発テーマを設定すること
- 複数の研究開発項目への提案も可能（研究開発項目ごとに提出）



【参考】研究開発項目と研究開発テーマの関係(一例)

※NEDOが設定した研究開発項目に対して、提案者が3研究開発テーマを設定。

無人自動運転車における運行時に取得するデータの活用と安全性評価のための基礎システムの技術開発

具体的な研究開発の内容

- 無人自動運転車の認知（センシング）に係る性能を評価するため、**実環境を模擬する台上試験機**を用いて、評価対象車両のセンシングデバイスから当該車両の**AIへの入力信号を計測する手法**を開発
- 無人自動運転車が回避すべき事故の範囲を注意状態にある習熟ドライバの能力を踏まえて決定するため、**実環境における当該ドライバの運転特性データを収集・分析**し、無人自動運転車の性能として許容される水準を特定
- そのうえで、上記の手法及び水準に基づき、**シミュレーションシステム**により無人自動運転車の安全性を評価するための**基礎となるシステムを構築**

無人自動運転車における運行時に取得するデータの活用と安全性評価のための基礎システムの技術開発

最終目標

- 無人自動運転車の安全性評価に活用可能な「基礎システム」を開発
- 当該システムの無人自動運転車に係る型式認証制度への導入可能性を検証

マネー・ロンダリング対策に係るシステム開発

具体的な研究開発の内容

【実験用ミニシステムの構築及び検証】

- 次のシステム及びデータベースに関する実験用のミニシステムを開発・構築し、**金融機関の協力を得て**、実際の取引データを活用して検知・判断がどの程度正確に行われるかについての検証を行う。
- ①取引フィルタリングシステム
 - 取引開始時及び継続的な顧客管理の過程において、AIを活用して、経済制裁対象者や反社会的勢力などの取引不可先との照合を行うためのシステムを開発・構築
- ②取引モニタリングシステム
 - 取引開始時及び継続的な顧客管理の過程において、AIを活用して、不自然な取引や疑わしい取引を判断するシステムを開発・構築
- ③共同データベース
 - 金融機関から取引関連データを取得し、それを保存しておくための共同データベースを開発・構築

マネー・ロンダリング対策に係るシステム開発

具体的な研究開発の内容（続き）

【実験用ミニシステムの構築及び検証】

➤ ④ 監査システム

- 上記①及び②のAIによる検知システムが正しく機能しているかを検証するための監査システムを開発・構築する。

最終目標

【実験用ミニシステムの構築及び検証】

- 開発・構築したシステム及びデータベースが金融機関のマネー・ロンダリング対策の実務に十分利用できるかどうか、必要に応じて現行規制の見直しの検討を視野に入れつつ、その技術的な効率性・有効性を検証立証する。

調査との連携

「規制の精緻化に向けたデジタル技術の開発（調査）」に係る公募要領中、「調査項目(b-2) マネー・ロンダリング対策に係る調査」の実施者と連携するものとする。

ドローン等を活用した建築物の外壁の定期調査に係る技術開発

具体的な研究開発の内容

- 外壁調査の精度を向上させた赤外線装置等を開発するとともに、ドローンに搭載
- 建築物や調査環境の条件を変えるなど複数の条件下で、テストハンマーによる打診及び他の遠隔診断方法による調査との比較検証

最終目標

- 開発した赤外線装置を搭載したドローンによる調査について、テストハンマーによる打診と同等以上の診断精度を有することを、平成29年度及び30年度における国土交通省の「建築基準整備促進事業」の成果を踏まえ、確認

高精度センサーを用いたエレベーターの定期検査に係る技術開発

具体的な研究開発の内容

【非接触型センサーの開発】

- エレベーターのロープの劣化状況を診断する非接触型の高精度センサーを開発
- 実験用のエレベーターに設置して実証実験により検査における有効性を検証

最終目標

【非接触型センサーの開発】

- 非接触型の高精度センサーを開発し、実験用エレベーターを用いた診断精度に関する実証実験により、エレベーターのロープの劣化状況の診断が可能であることを確認

調査との連携

「規制の精緻化に向けたデジタル技術の開発（調査）」に係る公募要領中、「高精度センサーを用いたエレベーターの定期検査に係る調査」の実施者と連携するものとする。

- 令和元年度補正予算
- NEDOから委託
- 2019年度～2020年度（採択は2020年4月中旬を予定）

【上限額】

- 2020年度の上限額（消費税及び地方税を含む）は以下のとおり
- 上限額を超えた提案は無効

(A-1)無人自動運転車における運行時に取得するデータの活用と安全性評価のための基礎システムの技術開発

8. 8億円

(B-1)マネー・ロンダリング対策に係るシステム開発

5. 9億円

(C-1)ドローン等を活用した建築物の外壁の定期調査に係る技術開発

1. 0億円

(C-2)高精度センサーを用いたエレベーターの定期検査に係る技術開発

1. 3億円

本プロジェクトの概要

提案に当たっての留意事項

e-Rad申請手続

応募資格のある法人は、次の(1)～(6)までの条件、「研究開発計画」に示された条件を満たす、単独又は複数で受託を希望する企業、大学等とします。

- (1)当該技術又は関連技術の研究開発の実績を有し、かつ、研究開発目標達成及び研究計画遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- (2)委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金及び設備等の十分な管理能力を有していること。
- (3)NEDOがプロジェクトを推進する上で必要とする措置を、委託契約に基づき適切に遂行できる体制を有していること。
- (4)研究組合、公益法人等が代表して応募する場合は、応募する研究組合等とそこに参画する企業等の責任と役割が明確化されていること。
- (5)研究開発項目の全部又は一部を複数の企業等が共同して実施する場合は、**各企業等間の責任と役割が明確化されている**こと。
- (6)本邦の企業等で日本国内に研究開発拠点を有していること。なお、国外の企業等（大学、研究機関を含む）の特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から国外企業等との連携が必要な場合は、国外企業等との連携により実施することができる。

提出期限： **2020年3月2日（月）正午**
（アップロード完了）

Web入力フォームから、必要情報の入力と提出書類のアップロードを行ってください。**他の方法による提出は受け付けません。**

<https://app3.infoc.nedo.go.jp/enquete/form.rbz?cd=1843>

- ※ **再提出は期限内なら何度でも可能**です。ご提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。また、再提出の場合は、差分ではなく、全資料を再提出してください。
- ※ 送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるまで期限内に完了させてください。入力・アップロード等の操作途中で期限が来て完了できなかった場合は、受け付けません。
- ※ 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。**特に期限直前は混雑する可能性があります**ので、余裕をもって提出してください。
- ※ **アップロードファイル名は、半角英数字**としてください。

提出資料の不足がないようチェックをお願いします

別添2はExcelのまま、ほかはPDF化し、zipで一つまとめて提出ください。

- 別添1 「提案書」
 - 別添2 「基本情報および経費」 (Excel)
 - 別添3 「研究員経歴書」
 - 別添4 「ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況」
 - 別添5 「NEDO研究開発プロジェクト重複状況調査票」

 - 会社案内・組織案内
 - 直近の事業報告
 - 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー）3年分 （企業のみ）
 - e-Rad 応募内容提案書
- 等

- 提案資格を有しない場合又は提出資料に不備がある場合は受理できません。
- 提出資料は返却しません。
- 提出資料に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。

提案書は本プロジェクトの選考にのみ用い、NEDOで厳重に管理します。

取得した個人情報^①は研究開発の実施体制の審査に利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。御提供いただいた個人情報は、上記の目的以外で利用することはありません。（法令等により提供を求められた場合を除きます。）

なお、e-Radに登録された各情報（プロジェクト名、提案件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

- 採択審査委員会（NEDO）
- 契約・助成審査委員会（NEDO）

※委託先選定に係る審査は、受理した提出資料に基づいて行いますが、必要に応じてプレゼンテーション資料に基づくヒアリングを行う場合もあるため、**プレゼンテーション資料**やその他**追加資料**の提出、**代表者との面談**等をお願いする場合があります。

- i. 提案内容が研究開発計画の目的、目標に合致しているか（ unnecessaryな部分はないか）
- ii. 提案された方法に新規性があり、技術的に優れているか
- iii. 共同提案の場合、各共同提案者が相互補完的であるか
- iv. 提案内容・研究開発計画は実現可能か（技術的可能性、計画の妥当性等）
- v. 応募者は本研究開発を遂行するための高い能力を有するか（関連分野の開発等の実績、再委託予定先等を含めた実施体制、優秀な研究開発者等の参加等）。
- vi. 応募者が当該研究開発を行うことにより**国民生活や経済社会への波及効果は期待できるか。**
- vii. ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況
- viii. 総合評価

a.採択結果の公表等

採択案件（受託者名、研究開発テーマ名、研究開発概要）はNEDOウェブサイト等で公開します。不採択案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

b.採択審査員の氏名の公表について

採択審査員の氏名は、採択案件の公開時に公開します。

c.附帯条件

採択に当たって条件（提案した再委託は認めないこと、他の機関との共同研究開発とすること、再委託としての参加とすること、提案額から減額すること等）を付す場合があります。

2020年

1月31日： 公募開始

※公募開始から公募締め切りの間、説明会を開催

3月2日正午： 公募締め切り

3月下旬（予定）： 採択審査委員会（外部有識者による審査）

4月上旬（予定）： 契約・助成審査委員会

4月中旬（予定）： 委託先決定

4月下旬（予定）： 公表（プレスリリース）

6月下旬（予定）： 契約

問い合わせは、下記にて受け付けます。

ただし審査の経過等に関する問い合わせには応じられません。

Web 入力フォーム：

<https://app3.infoc.nedo.go.jp/enquete/form.rbz?cd=1847>

(1) 契約について

新規に業務委託契約を締結するときは、**最新の業務委託契約約款を適用**します。また、委託業務の事務処理は、NEDOが提示する**事務処理マニュアル**に基づき実施していただきます。

約款・様式：

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>

委託業務事務処理マニュアル：

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

(2) 研究開発独立行政法人から民間企業への再委託について

研究開発独立行政法人から民間企業への再委託又は共同実施（再委託先又は共同実施先へ資金の流れがないものを除く。）は、原則認めておりません。

(3) 研究開発計画の見直しや中止

評価により、研究開発の途中段階にて実施内容の見直しや研究開発を中止する場合があります。

知財マネジメント

- ・本プロジェクトは、**知財マネジメント基本方針**を適用します。詳細は、別添6をご覧ください。
- ・本プロジェクトでは、産業技術力強化法第19条（日本版バイ・ドール規定）が適用されます。
- ・本プロジェクトの成果である特許等について、「特許等の利用状況調査」（バイ・ドール調査）にご協力をいただきます。

- 外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。
 - 研究開発期間中に技術・貨物の輸出する可能性がある場合、安全保障貿易管理体制（輸出管理体制）を構築ください。（原則、契約時に構築完了ください）

本プロジェクトの概要

提案に当たっての留意事項

e-Rad申請手続

本プロジェクトへの提案は

- ・ 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による申請
- ・ 提出資料のアップロード

の両方が必要です

e-Radシステムによる申請は事前に研究機関及び研究者の登録が必要です。
連名の場合には、それぞれの機関での登録が必要です

（事前登録に2週間程度必要です。早めの登録をお願いします）

☆e-Radによる申請手続きを行わないと
本事業への申請ができませんので、
十分留意してください

e-Radポータルサイト <http://www.e-rad.go.jp/>

<http://www.e-rad.go.jp/>

操作マニュアル

連名の場合には、それぞれの機関での登録が必要です。

研究機関の登録申請

郵送での申請が必要です。登録には、申請書等の必要書類の到着後、最大で2週間程度かかる場合があります。

[研究機関の登録申請方法 >](#)

所属研究者の登録

研究機関の登録が完了した後、研究機関において、e-Radにログインして登録します。

[所属研究者の登録方法 >](#)

提案事業を間違えないように
ご注意ください。

【配分機関名】
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発
機構

【公募名】
規制の精緻化に向けたデジタル技術の開発

2020年3月2日(月)正午までに、
全ての申請手続きを完了してください。

※2020年3月2日(月)正午までに登録を終え、
「e-Rad提案内容提案書」を含めた提案書
類一式を、NEDOに提出する必要があります。

検索対象/検索文字:

表示区分: 現在募集中 受付終了済み 表示件数

公開日	配分機関	公募名	応募単位	機関承認の有無	受付開始日	受付終了日
2018/03/30	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	「人工知能技術適用によるスマート社会の実現」に係る公募について	研究者単位	不要	2018/03/30 10:00	2018/05/16 12:00

